

平成26年8月5日開催の部長会議の報告をします。

部長会議報告書

平成26年8月5日
3階第2会議室 9:15～

○市長

桑名ブランドキックオフ宣言について

- ・7月28日の桑名ブランドキックオフイベントの中で、「桑名ブランドキックオフ宣言」を行い、桑名ブランド、総合計画のキャッチフレーズが「本物力こそ、桑名力。」に決定した。
- ・今年度を桑名ブランド元年と位置付けているが、ブランド化はブランド推進課だけが取り組むものではない。
- ・本物を見つけ出し、磨き上げ、発信していくことについて、それぞれの所属にある本物とは何かを考えていただきたい。
- ・そのなかから出てきた政策を、しっかりと前に進めていくことが、桑名をブランド化していくことにつながる。
- ・総合計画の素案も出来上がってきたなかで、桑名市全体で、全員参加型で桑名をブランド化し、桑名を選ばれるまちにしていく取り組みをしていきたいと考えているので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 課題・議題等提案

保健福祉部

I 生活保護法と生活困窮者自立支援法について

1) 現状

- ・生活保護法の第1条で、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」としていたが、本年7月1日に一部を改正する法律が施行され、不正受給対策の強化、就労による自立の促進等を行うための所要の措置が講じられた。
- ・不正受給対策の強化では、官公署の回答義務を創設するなど、福祉事務所の調査権限が拡大された。
- ・また、就労による自立の促進では、「就労自立給付金」が創設され、安定した職業に就いたことなどにより生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止する。
- ・平成27年4月1日には、新たに生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、その他支援を行うための所要の措置が講じられる。
- ・住宅確保給付金の支給では、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住宅確保給付金」を支給する。
- ・生活保護受給中やその前の段階の生活困窮者の自立促進を図るだけでなく、生活保護受給数を抑制する事につながることから、自治体にかかる財政負担の軽減にもなる。
- ・桑名市の生活保護受給状況は、平成25年度末で742世帯1,033人となっており、徐々にではあるが年々増加傾向にある。

- ・桑名市の生活保護率は、平成 25 年度末で三重県の 9.7%（パーミル）に対して、桑名市は 7.4%で、これは県内 14 市中高い方から 9 番目となっている。

（保護率の単位のパーミルは、パーセントの 100 分率に対して、1000 分率で表している）

2) 現状

- ・平成 25 年度の生活保護費については 1,571,848 千円で、平成 22 年度とほぼ同額であるものの、平成 21 年度と比べると 167,799 千円増加している。
- ・生活保護を世帯別に見ると 65 歳以上のみで構成する「高齢者世帯」が 4 割を超過する一方、治療が必要とされる「障害者世帯」や「傷病者世帯」を除くと、「母子世帯」や「その他の世帯」への対応が、重要であることがわかる。

3) 今後の方針とスケジュール

- ・平成 27 年 4 月 1 日には、新たに生活困窮者自立支援法が施行されることから、今年度は生活保護受給者及び生活困窮者を対象とする自立相談支援事業を行うためのモデル事業を計画中である。
- ・事業を開始する際には、庁内・庁外との連携も必要となる。庁内連携先としては、市税等の滞納状況関係では総務部、商工労働関係では経済環境部など、多岐にわたる部局との連携が不可欠と考えている。
- ・実際の連携依頼については、所管する福祉総務課生活支援室からお願いさせていただくので、ご協力をお願いします。

II 「桑名市地域包括ケアシステム」の構築に向けて

1) 現状

- ・桑名市では、将来の超高齢社会を展望し「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。
- ・これは、できるだけ多くの皆さんが高齢になっても住み慣れた場所で、生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、在宅で「医療」・「介護」・「予防」・「日常生活支援」を一体的に提供するための地域づくりである。
- ・昨年 12 月、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例」を制定し、7 回にわたり、推進協議会を開催している。
- ・本年 6 月 25 日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、介護分野においても地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化のための様々な制度改正が盛り込まれている。
- ・制度改正の主な内容としては、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化です。
- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、これまでの既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する取り組みが必要とされている。
- ・また、自らの予防のために「社会参加をする機会」を提供することが必要であると考えている。
- ・さらに、今年度は、第 5 期介護保険事業計画・第 6 期高齢者福祉計画の最後の年度となり、来年度に向けて新たな介護保険料やサービスの整備に関する第 6 期介護保険事業計画・第 7 期高齢者福祉計画を策定しなければならない。
- ・「死亡場所別、死亡者数の年次推移と将来推計」（2010 年までは厚生労働省の「人口動態統計」の実績で、2011 年以降は人口問題研究所の推計）を見ると、2010 年（H22 年）

の年間死亡者数は、119万2千人、その内65歳以上が102万人で、それが、20年後の2030年の年間死亡者数は、159万7千人で、約40万5千人の増となる。

- ・死亡場所については、2010年は、病院・診療所が約100万人で、自宅が20万人以下である。
- ・これからは病院・診療所には限りがあるため誰もが、「病院」等で死ぬことができなくなってくる。
- ・「桑名市の人口構造」（人口問題研究所等の数値）を見ると、桑名市の2010年の75歳以上人口は14,130人で、それを100%とすると、団塊の世代が75歳以上になる2025年には22,458人で158.9%となる。さらに、2040年には、164.9%の23,302人となり、今後高齢者人口は増加し続けるため、高齢者への介護サービスは増加すると見込まれている。

2) 課題

- ・高齢者の方が、支援を受けるばかりではなく、「元気な高齢者の方が、積極的に社会参加できる、社会の仕組み」をつくる必要がある。
- ・地域包括ケアシステムの基本理念として、①多様な通いの場の創出 ②多職種協働によるケアマネジメント支援 ③施設機能の地域展開、以上3項目のサービスの提供が必要となってくる。
- ・高齢者の自立支援のために、介護予防に資するサービスの提供として、各地域における「多様な通いの場の創出」をすることが必要となり、この「通いの場」を通じて、状態を軽くしようとするものである。
- ・「多様な通いの場」は、制度改正では介護予防・日常生活支援総合事業として取り組むことになるため、今後は、各地域、各団体で実施されている「自立支援につながる事業」を見つけ出し、その教室等に地域の人が利用できる「通いの場」として介護予防に取り組む必要がある。
- ・地域包括ケアシステムは、在宅のサービスを組み合わせることで決して家族に負担をかけるのではなく、地域で支えることであり「地域で行われている事業」を紹介し、そこに高齢者が積極的に参加できるようにすることで高齢者の外出を促し、地域で支える仕組みづくりをつくることである。
- ・「多職種協働によるケアマネジメント支援」としては、中央地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議を実施し進めていく。
- ・地域ケア会議は、多職種による第三者の方による専門的な視点を交えてケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねで地域課題等も発見することになる。
- ・「施設機能の地域展開」としては、施設の中で行われている機能を施設の外で行おうとするものである。
- ・地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅にいても施設の中と同じサービスが受けられるということについて、それぞれの方に理解していただくことが必要であり、行政としては、そのことについて「啓発」・「周知」していくことが必要である。
- ・地域包括ケアシステムの、基本理念を分析すると、次の7項目が「想定される論点」としてあげられる。
 1. 在宅介護と連携した在宅医療の推進
 2. 認知症施策の推進
 3. 介護予防や日常生活支援の充実に資する地域づくりの推進
 4. 権利擁護の充実

- 5. ケアマネジメントの充実
 - 6. 在宅生活の限界点を高める介護サービスの普及
 - 7. 地域包括支援センターの機能強化、です。
 - ・ 7つの論点を整理するために、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会には、医師会長をはじめ医療、介護、予防、日常生活支援等の各分野から委員の参加をいただいている。
 - ・ それぞれの分野における、課題の整理や取組内容について情報交換することで、多職種間での情報共有が図られている。
- 3) 今後の方針とスケジュール
- ・ 桑名市地域包括ケアシステム推進協議会では、来年度に向けて第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画の策定はもちろんのこと、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多職種間での連携を強化し、課題解決の取組みを協議していく。
 - ・ 「地域ケア会議」を推進し、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性のあるものとして定着・普及させていく。
 - ・ 次年度以降の、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を掘り起こし、介護予防や要介護高齢者を支援する施策の企画立案及び実施に取り組んでいく。
 - ・ 「いつまでも、元気で暮らせるようにするため」そのためには「地域の力」、「地域で行われている事業・教室」等に、積極的に参加していただくことが必要である。
 - ・ 「介護予防の場」、「高齢者が地域活動を通して生きがいとなる場」など、積極的に社会参加できる場所を提供していく必要がある。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築には、桑名市全体で取り組むことが必要であるため、保健福祉部だけでなく、各部における協力は必須である。
 - ・ 「市民の皆様が高齢になっても住み慣れた場所でいきいきと暮らすことができるよう」関係各課に置いては、「地域包括ケアシステム」の構築に理解いただき、ご協力をお願いする。

2. その他

1) 長時間労働の改善について（市長公室）

- ・ 職員の健康保持や職業生活と家庭生活の充実等の観点から、ゆとりをもって業務に取り組むことが、行政全体の「質」や市民サービスの向上に繋がるものと考えている。
- ・ 職員の皆さんには、ワーク・ライフ・バランスの向上のため、さまざまな対策に取り組んでいただいているが、行政需要の多様化・複雑化等により、時間外勤務は年々増加傾向にある。
- ・ 平成25年度の時間外勤務実績は、84,837時間になっている。このことから、時間外勤務の縮減に向け、下記の具体的な取組を進めていきたいと考えている。
- ・ 目標値として、平成26年度は80,595時間（25年度より5%減の4,242時間縮減）、平成27年度以降は、毎年10%の縮減を行い、平成32年度までに半減42,000時間を目標とする。
- ・ 縮減に向けての具体的な取組（平成26年9月1日から実施）

①事前命令の徹底

所属長は、時間外勤務を命じる場合、当該時間外勤務が緊急かつやむを得ないものかどうかを十分判断したうえで、その都度、時間外勤務の事前命令を行う。

②勤務を要しない日等の時間外勤務の抑制

所属長は、緊急かつやむを得ない場合を除き、原則として、定時退庁日（ノー残業デー（水曜日））、勤務を要しない日及び夜間（午後 10 時以降）においては、時間外勤務を命じないように努める。

※水曜日には、市長・副市長が見回り退庁指導を行う。

③エコ残業の導入

原則として、毎週水曜日と夜間の時間外勤務を禁止としたため、代替措置として、翌日の早朝午前 6 時から 8 時を「エコ残業」として時間外勤務を推奨。

④退庁指導

所属長は、時間外勤務を命じていない職員に対しては、勤務終了時間に退庁指導を行い、職員が自己の判断で時間外勤務を行うことのないよう指導。

⑤目安時間等の活用

所属長は、原則として、月の目安時間（45 時間）を超えて時間外勤務を命じないようにするとともに、時間外勤務時間数の平均が年間の目安時間（360 時間）を超えないように留意。

⑥計画的な業務遂行及び事務改善について

所属長は、計画的な業務遂行に努めるとともに、事務の簡素・効率化による勤務時間内の事務効率の向上を図り、不要不急な時間外勤務の縮減に努める。

⑦部内相互応援制度の積極的な活用

業務量に時期的な繁閑に対して、課で対応できないときなどには、部内で柔軟な応援配置を可能とした部内相互応援制度を積極的に活用。

⑧「早く帰る」意識改革

定時退庁日（水曜日）には、遅くとも 18 時までに全員帰宅する意識を持たせるため、音楽を流し、帰宅を促す。

- ・長時間労働の改善には、所属長のマネジメントの力が重要。部長会終了後、職員にはメールで通知するとともに、8 月 26 日午後 2 時半から主管課の課長を集めて、説明会を開催する。

2) 桑名市広報発行の見直しについて（市長公室）

【現状】

- ・ 1 日号 15 日号の月 2 回の広報紙の発行を行っている。
- ・ 月 2 回の配布は、自治会で仕分け等を行い、各戸配布されている。
- ・ 自治会への送付は、業者委託（現在はシルバー人材センター）で行っている。

【課題】

- ・ 自治会へのアンケートから広報紙の配布・回覧が負担との声が 4 割に上っている。「どこでも市長室」における自治会長の意見交換でも、広報紙の配布の負担が話題に上がる。
- ・ 配布を行っている自治会役員が高齢化しており、広報、回覧の組み合わせや嵩のあるものを配って歩くことが難しくなっている。（自治会役員の選任に影響がでている。）
- ・ アンケート等の結果を受け、対応を検討してきたが、新聞折込やポスティングなどの配布方法の全面見直しは、予算面も含めて現段階では難しい。

【今後の方針】

- ・ 広報くわなの発行を平成 26 年 10 月から月 1 回とする。
（毎月 1 日発行とし、15 日号は廃止）

- ・市民の皆さんへは、平成 26 年 9 月号で月 1 回の発行になることを周知。
- ・掲載方法を工夫するなど、市民への影響がないように努める。
- ・今まで、15 日号に掲載していたものについては、日程等に留意して、1 日号への変更を検討をお願いします。
- ・ページ数が増えるのを防ぐため、記事の必要最小限の記載について、ご協力をお願いします。
- ・総務政策委員会協議会で「配布物が多く、仕分けが大変」との指摘があり、指定管理者、外郭団体へも、配慮をしていただくようお願いをさせていただきたい。
- ・広報紙発行の見直しについて、広報担当者に対する説明会を予定。後日、メールで通知をするため、ご協力をお願いします。

3) 桑名市総合防災訓練への管理職員の参加について（市民安全部）

- ・今年伊勢湾台風から 55 年を迎えることから、9 月 21 日（日）に桑名市全域を対象とした総合防災訓練を実施する。
- ・避難所の開設のため、避難所担当職員への訓練を先週実施したところである。
- ・避難所運営をスムーズに行うため、管理職員（次長、課長、課内室長、主幹）の皆さまの総合防災訓練への参加についてご協力をお願いしたい。
- ・ご協力いただく内容は、市内の 87 ヶ所の指定避難所において、避難所担当職員、自治会長、消防団員とともに、避難者の受付、避難者名簿の作成、備蓄食料の配布、アンケート調査回収、備蓄資機材等の設置をお願いしますこととなる。
- ・時間については、午前 10 時 45 分頃から午後 1 時 30 分頃までを予定している。
- ・参加いただける管理職員の把握のため、各主管課より添付の出席者報告書を、8 月 15 日（金）までに防災・危機管理課に提出していただくようご協力とご理解をお願いします。

4) ロゴマーク「本物力こそ、桑名力。」募集について（市長公室）

- ・部長会冒頭に市長から説明があった桑名ブランドキックオフ宣言の中のブランドキャッチフレーズ「本物力こそ、桑名力。」のロゴマークを募集する。
- ・8 月 15 日号の広報に掲載し、市のホームページにもアップするほか、公募ガイド社にも掲載して公募する予定。
- ・締め切りは 10 月 2 日（木）、応募は一人一点。
- ・選考はロゴマーク選考委員会で審査を行い、発表は、12 月上旬の新市 10 周年記念式典で表彰を行う予定。
- ・以降、桑名市のキャッチコピーロゴマークとして、名刺や各種印刷物等に使用し認知度を高めたいので、ご協力をお願いします。

5) 総合計画の策定について（市長公室）

- ・総合計画については、7 月 31 日の第 8 回総合計画審議会及び 8 月 4 日の第 6 回総合計画検討協議会をもって素案の作成を終了し、8 月 13 日に答申式を行う予定である。
- ・本日最終素案を掲示するので、8 月 8 日（金）までに字句の訂正があれば申し出ていただきたい。
- ・策定について、本部会員を始め皆様のご協力にお礼申し上げます。